

HIRAKUCITY横浜十日市場 まちの音楽室

使用 ルール

1・一般社団法人「HIRAKUCITY 横浜十日市場」(以下「当法人」)とは？

一般社団法人「HIRAKUCITY 横浜十日市場 (以下「当法人」)」とは、十日市場センターエリア地区におけるエリアマネジメント活動を推進、運営する運営法人のひとつです。「みんなで育ち、育むまちの暮らし」をコンセプトにグレースシア横浜十日市場の良好な住環境や地域の価値の向上させるために、こども・子育て支援、まちのコミュニティ醸成などを目的に、様々な事業を行います。活動の詳細は web サイトにも掲載しておりますので、ぜひ御覧ください。(Web サイト URL : <https://hirakucity.org/>)

2・「まちの音楽室」とは？

まちの音楽室とは、「グレースシア横浜十日市場」管理組合が所有するマンション共用部を、十日市場センターエリア地区におけるエリアマネジメント活動の一環として、地域住民にも開放する施設です。個人での音楽室利用はもちろん、ご友人やお仲間との練習にも利用いただけます。まちの音楽室の利用はどなたでも可能ですが、当該地区のエリアマネジメント活動の目的や趣旨にご賛同頂ける方に利用いただくことを期待しております。

3まちの音楽室使用までの流れ

A : 一般社団法人 HIRAKUCITY 横浜十日市場 Web サイトより、【使用者登録申込み】を申請



B ; 1 週間以内に、当法人よりメールにてご連絡・下記講習の日程を個別調整

※ 1 週間を超えて返信がない場合は、法人 web サイト問い合わせフォームよりお問い合わせください。



C : 使用者登録のための講習を受講後、登録完了

※ 講習は原則オンライン (zoom) にて行い、使用者のお顔確認や使用目的のヒアリング、使用方法の説明を目的に行います。



(使用申込み可能期間中 (使用希望日の 15 日～ 2 日前))

D : 受講完了メールにて送付の【使用申込み】を申請

※ 法人 web サイトからは使用申込みができません。ご注意ください。



E : 当法人にて使用可否を確認後、メールでのご連絡をもって使用申込み完了

※ 申込み完了までに、1, 2 日程度お時間を頂きます。お急ぎの方は、別途定める方法にてご連絡ください。



(ご使用当日について)

F : 当法人より鍵を借り受け、利用後確実に返却。▶費用の支払いなど

＜使用ルール＞

一般社団法人HIRAKUCITY横浜十日市場（以下「エリマネ法人」という。）はグレースシア横浜十日市場管理組合（以下「管理組合」という。）が管理する、グレースシア横浜十日市場（以下「本マンション」という。）における【まちな音楽室】の使用について、次のとおりまちな音楽室使用ルール（以下「本ルール」という。）を定める。

（定義）

第 1 条 本ルールにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 使用登録者

本マンションの区分所有者、占有者及びこれらの者の同居者ではない、【まちな音楽室】を使用する者で、本ルールに同意し、使用者登録をしている者に限る。

二 同行者

使用者登録者と共に、【まちな音楽室】を使用する者をいう。なお、一度に使用できる同行者は最大五名までとする。

（エリマネ法人）

第 2 条 使用登録者及び同行者の【まちな音楽室】の使用に関する事項は、エリマネ法人が管理するものとする

（使用登録者）

第 3 条 使用を希望する者は、本ルールについて同意承諾の上、使用責任者を定め、使用登録をする必要がある。

（使用申込）

第 4 条 使用を希望する使用登録者は、利用する 15 日前よりエリマネ法人を経由して使用申込をおこなうことができる。なお、一度完了した申込は原則取消せないものとする。

※エリマネ法人は、使用希望が集中すると判断した場合、別に定める方法で申込を受けて、使用者を確定することが

できるものとする。

（使用料）

第 5 条 使用申込が完了した使用登録者（以下「使用者」という。）は、別途エリマネ法人が協議、定めた方法により遅滞なく使用料を支払うこと。使用料は 1 時間あたり金 1,000 円とする。

（使用可能時間）

第 6 条 使用可能な時間帯は 10 時～18 時とする。最大連続使用可能な時間は 4 時間までとし、同月 5 回以上の使用申込はできないものとする。

（使用方法）

第 7 条 使用者は、使用直前に入室のための鍵をエリマネ法人より借り受け、使用責任者の管理の元、紛失等に十分留意し、利用後確実に返却すること。なお、使用申込時間内であっても、入室には毎回鍵が必要のため、鍵の閉じ込めに十分留意すること。鍵の紛失・閉じ込めによる入室ができない場合、賠償費または緊急対応費が発生する可能性がある。

（遵守事項）

第 8 条 使用者は、【まちな音楽室】の使用にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、エリマネ法人は、【まちな音楽室】の使用中に次の各号に掲げる事項を遵守しない者がいた場合は、使用を中止、使用登録の解除をすることができるものとする。

一 楽器演奏や趣味の場所として使用する

- 目的以外に使用しないこと。
- 二 喫煙をしないこと。
- 三 飲酒・飲食をしないこと。
- 四 ゴミその他の廃棄物は、すべて各自持ち帰り適切に処理すること。
- 五 使用申込をした使用時間帯の超過はできないものとし、使用終了時までには清掃、後片付けを終えて他の使用者が使用できる状態にして施設のうち退出すること。
- 六 電気設備機器を使用した場合、使用終了後に電源が切れていることを確認すること。
- 七 風紀を乱す、他に迷惑をおよぼすおそれのある行為をしないこと。
- 八 公序良俗に反する行為はしないこと。
- 九 政治的、思想的または、宗教的な活動を目的とする行為をしないこと
- 十 営利的活動を目的とする行為をしないこと
- 十一 危険物、爆発性・引火性の高い物品、毒物等を持ち込まないこと。
- 十二 過度な高声・騒音・悪臭等を発するなど、居住環境を損なうおそれのある行為をしないこと。
- 十三 他の使用者及び第三者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 十四 ペットを持ち込まないこと。
- 十五 備え付けの機器、什器、備品等の取扱いにあたっては、十分注意して使用すること。
- 十六 什器・備品等は、使用後に所定の位置に返却し、持ち出さないこと。
- 十七 整理整頓を心掛けること。
- 十八 重量物の搬入を避けること。

十九 壁にみだりにビラ、ポスターを貼付しないこと

二十 未成年の使用登録にあたっては必ず成年である保護者は同意書を提出するものとし、使用に関する監督を怠らないこと。なお、未成年の使用は保護者が同伴しなくても認められるが、その子供の責めに帰すべき事由により怪我若しくは器物等を破損等した場合は、その責任はその保護者が負うものとする。

二十一 使用において異常が発見された場合、床・壁面、備品等を汚損、毀損した場合速やか

にエリマネ法人に報告すること。

二十二 その他エリマネ法人の指示に従うこと。

(原状回復義務)

第 9 条 使用者は、故意または、過失により、【まちな音楽室】または、それらに備え付けられている機器、什器、備品、書籍等を汚損、毀損、紛失させた場合には、速やかにエリマネ法人に報告し、当該使用者の責任において修復等または、修復等に要する費用を負担するものとする。

(免責)

第 10 条 使用者は、自己の責任において使用するものとする。エリマネ法人は、使用者の【まちな音楽室】使用に伴い生じた一切の損害(第三者による損害を含む。)について、その賠償または、補償の責を負わないものとする。

(使用の休止)

第 11 条 エリマネ法人は次の事項に該当する場合、【まちな音楽室】の使用を休止することができる。

- 一 清掃・設備点検又は、修繕等を行う場合
- 二 設備の故障等による緊急点検が必要な場合
- 三 その他エリマネ法人が認めた場合

(本ルールの変更等)

第 12 条 本ルールは、エリマネ法人の決定により、変更または、廃止することができる。

(個人情報報の取り扱いについて)

第 13 条 エリマネ法人は、保有する個人情報を適正に取り扱うことによって、個人の権利利益の保護および活動の円滑な運営を図り、個人情報を慎重に取り扱う。個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報の保護に努めるものとする

二 エリマネ法人は、個人情報取扱方法を、回覧・掲示等により、毎年 1 回は使用登録者に周知するものとする。

三 エリマネ法人は、使用登録及び使用申込の申請などを、使用登録者又は使用登録者になろうとするものから紙面または電子的方法により受理することで、個人情報を取得するものとする。

四 エリマネ法人が使用登録者から取得する個人情報は使用登録者及び同行者の、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、その他必要事項などで使用登録者が同意する事項とする。

五 エリマネ法人が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- 1. 使用登録者名簿、使用記録簿の作成
- 2. 使用料の管理及び請求の連絡
- 3. 予約内容、エリマネ法人に関連する文

書の送付

- 4. 使用登録者相互の親睦、交流活動
- 六 個人情報は、エリマネ法人又はエリマネ法人が指定する団体または個（以下、「個人情報管理者」と言う。）保管するものとし、適正に管理し、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 七 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。
 - 1. 法令に基づく場合
 - 2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 - 3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- 八 個人情報を第三者(県・市役所・区役所を除く)に提供したときは、法第25条に定める第三者提供に係る記録を作成し、保存するものとする。
- 九 使用登録者は、個人情報管理者に対し、個人情報保護法第三十三条に基づき提供した使用登録者本人（未成年者についてはその保護者）の個人情報の開示を請求することができる。
- 十 個人情報管理者は、保有する個人情報の訂正・更新等を求められた場合、該当する個人情報について適切に訂正・更新等を行うものとする。
- 十一 個人情報管理者は、エリマネ団体の個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

一覧表			
1. 使用用途	楽器演奏や趣味の場所として使用		
2. 使用責任者	使用登録者	3. 使用者 (最大五名まで)	使用登録者本人及び使用届けに記載の同行者
4. 使用申込	<p>エリマネ法人を經由して申込／<u>15日前</u>より</p> <p>※申込は原則取消せないものとする。</p> <p>※エリマネ法人は、使用希望が集中すると判断した場合、別に定める方法で申込を受けて、使用者を確定することができるものとする。</p> <p>※使用希望者は、エリマネ法人が定める利用ルール、遵守事項等に同意の上、使用者登録を事前に行うこと（登録に際して別途面談等を設ける場合あり）</p>		
5. 使用料	1,000円/時間 ※支払い方法についてはエリマネ法人と別途定めるとする。		
6. 使用可能時間帯	<p>10時～18時</p> <p>※最大連続使用時間4時間かつ月4回まで。</p> <p>※入室から退室完了までの時間を指し、使用可能時間帯以外の入室は一切できないこと。</p>		
7. 入室方法	<p>利用直前にエリマネ法人より鍵を借り受け、利用後確実に返却すること。</p> <p>※鍵の管理は使用責任者の管理の元、紛失等に留意すること。</p> <p>※入室以降の出入りは自由だが、入室のたびに鍵が必要のため、鍵の閉じ込めに十分留意すること。</p> <p>※鍵の紛失・閉じ込めによる入室ができない場合、賠償費または緊急対応費が発生する場合がある。</p>		
8. 使用休止	<p>エリマネ法人は次の事項に該当する場合、まちの音楽室の使用を休止とする場合がある。</p> <p>(1) 清掃・設備点検又は、修繕等を行う場合</p> <p>(2) 設備の故障等による緊急点検が必要な場合</p> <p>(3) その他エリマネ法人が認めた場合</p>		
9. 遵守事項	<p>使用登録者及び同行者は、次の各事項を遵守しなければならない。</p> <p>遵守しない者がいた場合は、使用の止、使用登録の解除を行う場合がある。</p> <p>(1) 楽器演奏や趣味の場所として使用する目的以外に使用しないこと。</p> <p>(2) 喫煙をしないこと。 (3) 飲酒・飲食をしないこと。</p> <p>(4) ゴミその他の廃棄物は、すべて各自持ち帰り適切に処理すること。</p> <p>(5) 使用申込をした使用時間帯の超過はできないものとし、使用終了時までには清掃、後片付けを終えて他の使用者が使用できる状態にして施錠の上退出すること。</p> <p>(6) 電気設備機器を使用した場合、使用終了後に電源が切れていることを確認すること。</p> <p>(7) 風紀を乱す、他に迷惑をおよぼすおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(8) 公序良俗に反する行為はしないこと。</p> <p>(9) 政治的、思想的または、宗教的な活動を目的とする行為をしないこと</p> <p>(10) 営利的活動を目的とする行為をしないこと</p> <p>(11) 危険物、爆発性・引火性の高い物品、毒物等を持ち込まないこと。</p> <p>(12) 過度な高声・騒音・悪臭等を発するなど、居住環境を損なうおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(13) 他の使用者及び第三者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。</p> <p>(14) ペットを持ち込まないこと。</p>		

- | | |
|--|--|
| | <p>(15) 備え付けの機器、什器、備品等の取扱いにあたっては、十分注意して使用すること。</p> <p>(16) 什器・備品等は、使用後に所定の位置に返却し、持ち出さないこと。</p> <p>(17) 整理整頓を心掛けること。(18) 重量物の搬入を避けること。</p> <p>(19) 壁にみだりにビラ、ポスターを貼付しないこと</p> <p>(20) 未成年の使用登録にあたっては必ず成年である保護者は同意書を提出するものとし、使用に関する監督を怠らないこと。なお、未成年の使用は保護者が同伴しなくても認められるが、その子供の責めに帰すべき事由により怪我若しくは器物等を破損等した場合は、その責任はその保護者が負うものとする。</p> <p>(21) 使用において異常が発見された場合、床・壁面、備品等を汚損、毀損した場合速やかにエリマネ法人に報告すること。</p> <p>(22) その他エリマネ法人の指示に従うこと。</p> |
|--|--|

